平成２５年（フ）第３２号
石川県小松市須天町２丁目24番地
債務者　谷本　美和
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　藏石
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第１４６号
大分市大字小野鶴1857番地の７
債務者　四童子　章
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秦　　文生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３４号
沖縄県沖縄市南桃原３丁目15番６号
債務者　上原　康司
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大井　　琢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２２３号
新潟県南魚沼市吉山新田235番地
債務者　貝瀬　喜一
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
北海道紋別市落石町２丁目２番地の68
債務者　水戸　孝行
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　脇島　　正
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３７８号
熊本市東区長嶺東６丁目10番72号　コウジィーコートＣ202号、前住所熊本市東区小峯４丁目２番３号　フリューリング103号室
債務者　副島　梨江（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５３号
函館市昭和１丁目８番９号
債務者　池田　美穂（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１７１号
北海道亀田郡七飯町大中山１丁目９番７号
債務者　関本　典子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第５５号
岐阜県不破郡垂井町府中1853番地の２
債務者　室　しげみ
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第９号
長崎県五島市平蔵町607番地
債務者　鍋内　孝行
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２５年（フ）第４８９号
埼玉県川口市大字安行領根岸905番地の１303号、旧住所埼玉県川口市大字安行領根岸2895番地の２　610号
債務者　磯崎　政徳
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４９０号
埼玉県川口市大字安行領根岸905番地の１303号、旧住所埼玉県川口市大字安行領根岸2895番地の２　610号
債務者　磯崎　仁美（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５１８号
埼玉県川口市大字安行領家165番地の１　石橋ハイツ205号室
債務者　曽合　克己
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５２６号
埼玉県川口市朝日６丁目７番16号　三井ショップメイト１号
債務者　扇　つよし
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５６７号
埼玉県久喜市野久喜288番地１
債務者　小林　　繁
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７０６号
名古屋市天白区塩釜口１丁目825番地の１プリマ塩釜207号
債務者　青木　　繁
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９４５号
名古屋市南区豊３丁目１番２号
債務者　杉野スミエ
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８９号
岡山県倉敷市福田町古新田355番地１　ジョイ福田Ｂ202
債務者　平野絵梨奈
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係